

衣浦東部都市計画 生産緑地地区 変更案縦覧

衣浦東部都市計画生産緑地地区に関する変更案を縦覧します。意見のある方は、10月15日(月)までに市へ意見書を提出することができます。

縦覧期間 10月1日(月)～15日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日は除きます。

縦覧場所 市役所2階計画管理

グループ

問合せ先

図計画管理グループ

☎52-11111(内線274)

乳幼児の 耳の聞こえについて 心配している皆さんへ

「音に反応しない」「呼んでも振り向かない」「ほかの子と比べて音への反応が悪いようだ」「一歳を過ぎても言葉が出ない」。このようなお子さんのことで悩んでいる保護者の方、一日も早く岡崎聾学校の教育相談・乳幼児教室に相談してください。

聞こえの言葉は3歳までに急ピッチで発達し、その時期を逃

すと言語や社会性などの発達に大きな支障をもたらすといわれます。

聞こえに問題のある子どもに対する教育は、早ければ早いほど効果があります。ですから、少しでもお子さんの聞こえに疑問を抱かれたら、ためらわずに相談してください。

教育相談 聞こえや言葉に関する悩みの相談や子育てのアドバイス、聞こえに関する検査を行います。

乳幼児教室 聞こえに障害のあるお子さんと保護者を対象にした指導を行います。

※相談・検査・指導は無料です。
※電話かファクスで予約してください。

※受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

問合せ先

県立岡崎聾学校教育相談

☎0564-45-28330

FAX 0564-45-6248

各種申請書など 作成は行政書士へ

官公署に提出する各種申請書、届出書等について、他人にその作成を依頼し、相談し、あるいはこれらの書類を県や市町村などの官公署に提出する手続の代理を依頼

することがありますが、こうしたときのために、行政書士制度があります。

行政書士は、行政書士会の会員として、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

①官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)の作成

②①の書類を官公署に提出する手続の代理

③行政書士が作成することができ書類の契約代理

④①の書類の作成についての相談

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て①の業務を行うことは、行政書士法により禁止され、それに違反した場合は罰せられることになります。

官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、ご注意ください。

問合せ先

県行政書士会

☎052-931-4068



川がきれいに なっています

川は、もともと汚れをきれいにする力(自浄作用)がありますが、流れ込む汚れた水が大量になると自浄作用が追いつきません。

市内を流れる稗田川は流域の都市化が進むにつれ、家庭からの雑排水の流れ込む量が増えることでとても汚れていました。市では下水道整備を平成3年

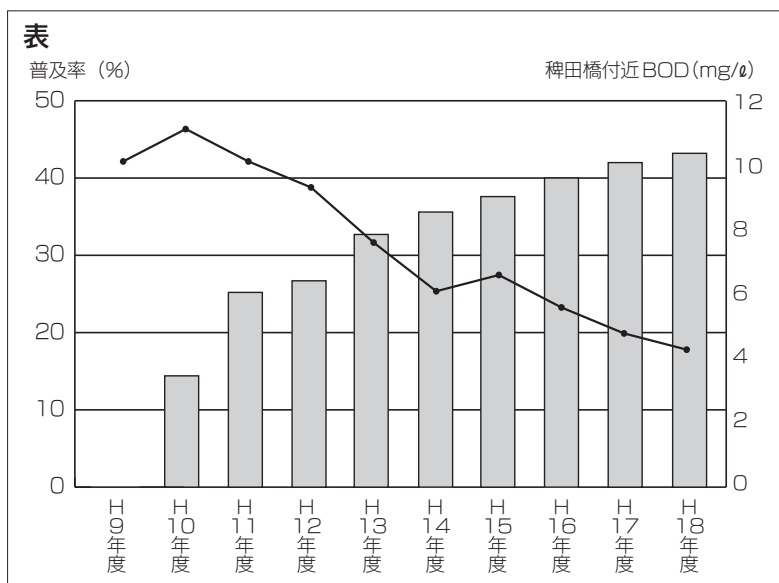
度から稗田川流域を中心とした地域からすすめ、平成10年10月より供用開始して以来、平成18年度末で348ヘクタールが完了し、下水道普及率は43.2パーセントになりました。

表は川の汚れの指標のひとつであるBOD※と下水道の普及率の関係を表したもので、値(右目盛)の小さいほうがきれいな状態であるといえます。

問合せ先

岡上下水道グループ

☎52-11111(内線291・292)



※BODとは、Biochemical Oxygen Demand (生物学的酸素要求量)の略で、水中の有機物が微生物によって分解(無機化)される時に必要とされる酸素量のことです。この数値が大きくなれば水質が汚濁していることを意味します。稗田川(類型区分はC)における環境基準値は5ミリグラム/リットル以下です。